



景観配慮事項説明書〔基本届出区域：臨海景観形成区域（工作物）〕

項目	基準	自己評価	配慮事項記入欄
夜間景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な視点場からの眺めに配慮し、ランドマークとなる工作物の良質なライティング、水面への映りこみに配慮した照明などにより、港に映える夜間景観の形成に努める。</li> </ul>		
	<p>【河川景観配慮ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。</li> </ul>		
	<p>【河川景観配慮ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物の部分について、主要な視点場からの景観資源への眺望範囲に広告物やサインを設置し、照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。</li> <li>・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物上部の広告物やサインについて、照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。</li> </ul>		

【自己評価】      ◎：十分配慮した      ○：配慮した      ー：非該当